

運営規則第 4 号 宣言における活動・事業・予算のあり方に関する規則

(規程第 26 条第 11 項に基づく運営委員会制定の規則、2025 年 6 月 16 日制定)

1. 本規則の目的：本規則は、当宣言の行う活動全体および個別の活動の基本原則を定めるものである。
2. 活動および事業の目的：当宣言の行うあらゆる活動は、営利を目的とする事業を対象としない。
3. 収支相償の原則：当宣言の行う活動は、署名機関から得られる会費収入およびその他宣言の趣旨に賛同し提供された寄付金ならびに特定の活動実施のために提供された寄付金（いわゆる協賛金）がある場合にはそれらを含む合計の収入額（A）と活動に伴い費消される経費の総額（B）が、原則として毎年度の収支尻として、あるいは、少なくとも中期的にその収支（A-B）が概ね相償うように、毎年の予算を策定・管理しなければならない。また、運営委員会は、毎年度の赤字が発生しないように細心の注意を払って予算の執行管理を行わなければならない。但し、単年度の予算の執行の結果、当該年度の支出総額が収入総額を下回り、翌年度の活動資金のために剰余金を繰り越すことを妨げるものではない。
4. 対価収入を伴う個別の活動の原則禁止：当宣言は、現行の運営規程を改訂しそのための規定を定めない限り、当宣言として、営利を目的とした対価収入のある事業を継続性をもって行ってはならない。但し、運営委員会が次に定める特別の決議をした場合には、営利を目的とせず当該事業の継続性の無い範囲で、次の活動を一時的に行うことができる。

- (1) 当宣言が行う活動の成果を広く世の中に知らしめる目的で、署名機関の役員等（署名機関の役職員以外のアドバイザー・プロボノサポーター・事

務局員等を含む）が執筆する原稿を使用して当宣言が書籍の制作を企画し、および、執筆者からの許諾を得て当該出版にかかる著作権使用料を当宣言の会計に受け入れる活動（但し、宣言の活動は書籍の執筆・監修を行うのみとし、出版事業を対象としない）、

- (2) 署名機関の役職員に対して当宣言の趣旨に則った教育的な研修の実施にかかるもので、その計画上、対価収入と経費が概ね相償うことが想定されているもの。
- (3) 署名機関の役職員等が宣言の活動を通じて得られた成果をもとにその対外発信のために寄稿・登壇し、その対価として受け取る執筆料・謝礼等を当宣言の会計に組み入れる活動。

5. 運営規程の改正発議：当宣言の活動が、本格的に収益事業を行う必要性が認められるときは、運営規程の関連規定の改訂案作成のうえでの総会に対して議案の提出をおこなわなければならない。

以上